第

1103

무

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 7月 1日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>企</sup>公益法人への寄付と相続税の非課税

②:私は以前、日本育英会から奨学金の支給を受けていました。この度、父の死亡により取得した相続財産の一部を、日本育英会に寄付しようと思っています。

このような場合、相続税の申告に当たって 何か恩典はあるのでしょうか。

▲ :一定の要件を満たせば、相続税は非課税となります。

## 【解説】

相続又は遺贈によって財産を取得した者が、 その相続により取得した財産を、相続税の申 告書の提出期限までに、国、地方公共団体、 又は教育、科学の振興、文化の向上、社会福 祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与す る一定の公益法人などに贈与した場合には、 その贈与した財産には、相続税が課税されないことになっています。

ただし、その贈与によって、その贈与者又 はその贈与者の親族等の相続税又は贈与税の 負担が不当に減少すると認められる場合には、 この非課税規定の適用はありません。

この規定の適用を受けるためには、相続税の申告書に非課税の規定の適用を受けようとする旨及び贈与財産の明細等を記載するとともに、受贈法人の一定の証明書を添付して、期限内にその申告書を提出する必要があります。

ご質問の日本育英会については、非課税規 定の適用要件とされる特定の公益法人に当た りますので、他の要件を満たせば相続税は非 課税となります。







